

中間管理機構関連農地整備事業「阪本地区」

担い手募集要項

未来に繋ぐ阪本地区農空間づくり協議会
令和8年9月

1. 募集の趣旨

農地所有者等で構成する未来に繋ぐ阪本地区農空間づくり協議会（以下「協議会」という。）では、和泉市阪本町他において、農地中間管理機構関連農地整備事業を実施する予定です。

本地区は、市街化調整区域にある約4ha（事業区域全体：約12ha）の区域であり、阪和自動車道「岸和田和泉IC」から約10分～15分に位置し交通利便性の良い立地にあります。

本事業で区画整理された優良農地の一部において、営農を希望する担い手の募集を行うものです。

2. 募集する農地の概要

- (1) 農地の所在地（添付図面参照）
和泉市阪本町（戒下地区の一部）
- (2) 整備予定面積
約4ha（戒下地区西側部：30a/区画）

3. 募集条件

- (1) 農地中間管理機構関連農地整備事業「阪本地区」の整備後の農地借り受けを希望する、認定農業者あるいは認定新規就農者であること。または、認定農業者または認定新規就農者となることが見込まれること。ただし、認定新規就農者は認定期間満了後に認定農業者の認定を受けること。

認定農業者については、下記を参照ください。

http://www.maff.go.jp/j/kobetuninaite/n_seido/seido_ninaite.html

＊法人の場合は、定款の事業目的に「農業」を明記していることが認定条件となります。

なお、個人または法人格を有する者であることは問わない。

- (2) 賃貸借（水利費を含む）1,500円／10a・年
- (3) 維持管理費 5,000円／10a・年
※ 機器更新時は費用別途必要
- (4) 施設の維持管理活動への参加 定例2回／年 緊急時（渇水時、被災時等3回程度／年）
- (5) 貸借期間：概ね10～12年となる予定。
工事は数年間で順次進めていくため、農地によって、参入時期にずれが生じます。
現時点で、農地の借受け開始は2030年度（令和12年度）からの予定です。
＊農地所有者との合意により再度、権利設定（貸借）することも可能です。
＊当該農地では原状復旧する場合でも建物や施設を建てることは認めません。

- (6) 高収益作物を生産すること。

高収益作物とは、主食用米よりも面積当たりの収益性の高い作物であり、主食用米（備蓄米含む）並びに経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第1の1（2）の畑作物の直接支払い交付金、Ⅳ第2の6（1）の戦略作物助成又は砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年6月2日法律第109号）第2条の対象作物など、個別の作物の経営に対する補助金の対象作物以外の作物のことです。

なお、高収益作物のうち果樹は対象としません。ただし、ポット栽培であれば対象とします。

（例：トマト、きゅうり、ナス、玉ねぎ、コマツナなど）

各実施要綱は、下記を参照ください。

経営所得安定対策等実施要綱

https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/keiei/youkou.html

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律

http://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/kansho/k_houritu/

＊ご不明な場合は、資料配布窓口までお問い合わせください。

- (7) 農地の借受け（利用権設定）には、農地中間管理機構（一般財団法人大阪府みどり公社）による農地中間管理事業を活用するため、利用権設定の手続き前に借受希望者に登録していただく必要があります。登録方法は、下記を参照してください。

http://osaka-midori.jp/nouen/about_entry.html

- (8) 「地域計画」への位置付けに同意すること。

選定されました参加者につきましては、和泉市の「地域計画」における中心経営体に位置づけられ、公表されます。「地域計画」については、下記を参照してください。

https://www.city.osakaizumi.lg.jp/kakukano/sangyoubu/sangyosinkositu/nourin/nougyou/k_eikakuseidojigyou/kakusyukeikaku/19876.html

- (9) 個人及び団体又はその代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条2号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
また、和泉市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者でないこと。

4. 申込み手続き

- (1) 募集要項の配布および申込

下記にて募集要項及び申込書等を配布しております。下記にお電話いただいた上で、受け取りに来られるか、和泉市ホームページからダウンロードをお願いします。

配布窓口：和泉市府中町二丁目7番5号 和泉市役所 環境産業部 産業振興室 農林担当

TEL：0725-99-8125（直通）

URL：<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/sangyoubu/sangyosinkositu/nourin/23775.html>

期 間：令和8年9月7日（月）～令和8年10月30日（金）

午前8時45分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

＊現地をご覧になりたい方は事前に和泉市役所までご連絡ください。

- (1) 申込書の受付

受付場所：和泉市府中町二丁目7番5号 和泉市役所 環境産業部 産業振興室 農林担当

期 間：令和8年9月7日（月）～令和8年10月30日（金）

午前8時45分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

- (2) 申込方法および提出書類

以下の書類をそろえて、申込み期間内に直接ご持参してください。

- ・農用地等の借受希望申込書

＊借受希望面積数については、最低必要面積数および最大借受面積数を必ずご記入ください。

＊希望事項欄には、参加する上での希望または必要条件（例：貸借期間、ハウスの設置、井戸の設置、コンクリート張など）をご記入ください。

＊その他の欄には、アピールポイント（例：地元雇用●人など）をご記入ください。

- ・収支計画（販路先が分かればご教示ください）

- ・主要作物作付け体系図
- ・農業経営改善計画（認定農業者の場合）または青年等就農計画認定申請書（認定新規就農者の場合）
 ＊すでに他市町村で認定済みの場合は、現在の認定書も併せて提出してください。

法人の場合は以下の資料も併せてご提出ください。

- ・定款
- ・会社概要（パンフレット等）
- ・決算報告書（直近３期分）
- ・納税証明書（法人府民税、法人事業税）３か月以内に交付されたもの

＊申込みにあたって、虚偽の記載がなされた場合は、申込みを取り消しとします。

＊申込書は返却しませんので、ご了承ください。

＊申込み内容については、大阪府、和泉市、和泉市市農業委員会、農地中間管理機構（大阪府みどり公社）と共有しますので、ご了承ください。

5. 審査方法、審査項目

- （１）協議会にて審査を行います。
- （２）申込み者は、協議会に対し、直接営農計画等の説明を行っていただきます。
 説明日時、場所は、別途連絡します。
- （３）説明内容等を踏まえ、参入者を選定し、農地の配分も含め決定します。
- （４）選定過程の中で、必要に応じ、協議を求めることがあります。
- （５）審査項目は主に下記の項目を中心に審査を行い、地域の農業振興に寄与すると認められる者を参入者とします。
 - ① 申込資格に関する事
 - ② 営農計画に関する事
 - ③ その他借受条件に関する事

6. 参入者の決定（結果の通知）

- ・後日、書面により通知します。
- ・参入者決定についての異議等については受け付けません。

7. 覚書の締結

- ・参入者には、借受条件等を明記した覚書を締結していただきます。

担い手募集の流れ

① 募集要項および申込書の配布

期 間：令和8年9月7日（月）～令和8年10月30日（金）

午前8時45分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

配布窓口：和泉市府中町二丁目7番5号 和泉市役所 環境産業部 産業振興室 農林担当

TEL：0725-99-8125（直通）

*下記にて募集要項及び申込書等を配布しております。上記にお電話いただいた上で、受け取りに来られるか、和泉市ホームページからダウンロードをお願いします。



② 申込書の受付

場 所：和泉市府中町二丁目7番5号 和泉市役所 環境産業部 産業振興室 農林担当

期 間：配布期間と同じ

*直接ご持参ください。

*現地をご覧になりたい方は事前に和泉市役所までご連絡ください。



③ 審査及び決定

ご提出いただきました申込書と営農計画、借受希望等をもとに、協議会にて審査を行い、参入者（担い手）を選定します。

申込期間終了後（11月中旬ごろ予定）、審査会にご出席いただき、営農計画の説明を行っていただきます。

なお、選定されました参入者につきましては、和泉市にて策定されている本地区の「地域計画」における中心経営体に位置づけられます。



④ 結果の通知

協議会より申込者に通知します。



⑤ 覚書等の締結

参入者の決定後、3か月以内をめどに覚書等を締結します。



⑥ 営農の開始

参入予定農地の工事が完了次第、順次、農地中間管理機構（一般財団法人大阪府みどり公社）が利用権設定の手続きを行います。